

平成23年7月1日

国営昭和記念公園事務所 節電実行計画

関東地方整備局国営昭和記念公園事務所が所管する国営昭和記念公園、国営武蔵丘陵森林公園及び国営東京臨海広域防災公園においては、「国土交通省節電実行計画(平成23年6月20日)」(別掲)に基づき、以下の設備について、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間、基準電力値に比して、原則15%以上抑制します。

※「国土交通省節電実行計画(平成23年6月20日)」

URL: <http://www.mlit.go.jp/common/000147921.pdf>

○ 区分A

(大口需要設備(500kW 以上)及び大口需要設備(500kW 以上)の一部としての需要設備(電気事業法第27条に基づく電力使用制限の対象設備))

※基準電力値は、経済産業省からの通知書上の基準電力値(「第2記載の需要設備についての制限に関し、指定する電力の値」としてありますが、使用電力上限値については、昨年のピーク期間・時間帯(7月から9月(平日)の9時から20時)の1時間単位の使用最大電力の85%としています。

設備名	国営昭和記念公園
所在地	東京都立川市
基準電力値	1,000kw
使用電力上限値	595kw
<p>節電に係る具体的取組</p> <p>1. 公園内</p> <p>(1)ポンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立川口(カナル・噴水)、日本庭園(北の流れ、東の流れ、浄化施設)、こどもの森(噴水)、プール(演出用)の停止 ・プール起流装置、造波装置の輪番稼働の実施 ・プール造波装置の最低出力運転の実施 <p>(2)レストラン・売店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レストラン、売店の一部休止 ・自動販売機の一部停止及び節電運転の徹底 ・ウォーマー使用の抑制 ・省電力化が可能な販売品目・方法の採用 <p>(3)照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者の安全性等に留意しつつ、蛍光灯の点灯本数を原則として50%以下に削減 <p>(4)空調機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室温28℃の徹底 ・照度に留意しつつ、「緑のカーテン」の育成やよしずの使用により直射日光を遮断 <p>(5)共用部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターは花みどり文化センターの1基のみ運転 ・エスカレーターの一部停止 ・ゲート券売機の一部停止 <p>(6)運用上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日定時にデマンド値を監視 ・目標値の超過を回避するため、デマンド値が一定値を超えた際における機器の停止順序の設定 ・使用電力値の最大値の発生を抑えるため、電気機器が同時に始動しないよう時間を 	

ずらして始動

(7) 周知・啓発

- ・公園利用者への周知のため、節電実施内容を園内に掲示

2. 公園事務所・管理センター庁舎

(1) 照明

- ・蛍光灯の点灯本数を50%以下に削減

(2) OA 機器その他機器

- ・使用していない OA 機器のプラグを抜く
- ・プリンタ、コピー機等の省エネモードの移行時間の短縮
- ・パソコンのディスプレイの輝度低減、一定時間使用していない場合におけるディスプレイの自動消灯、シャットダウンの徹底
- ・テレビの主電源を切る
- ・冷蔵庫、電気ポット、電子レンジの使用制限
- ・携帯電話、PHS 等の充電は夜間に実施

(3) 共用部

- ・エレベーターの停止
- ・暖房便座、温水洗浄便座の停止

(4) 空調

- ・室温28℃の徹底 ※電算室、放送室は23℃
- ・照度に留意しつつ、ブラインドを使用し直射日光を遮断
- ・クールビズの徹底、強化

(5) 周知・啓発

- ・毎日の電力使用状況を事務所・管理センター等の職員に周知、情報共有
- ・公園利用者への周知のため、節電実施内容を庁舎内に掲示

○区分B

(小口需要設備(50kW 以上 500kW 未満)及び小口需要設備(50kW 以上 500kW 未満)の一部としての需要設備)

※基準電力値は、昨年のピーク期間・時間帯(7月から9月(平日)の9時から20時)の1時間単位の使用最大電力としています。(ただし、使用最大電力が把握できない場合等は、同期間・時間帯の月間使用最大電力量としています。)

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等を稼働する場合には適用除外とされています。

設備名	国営武蔵丘陵森林公園
所在地	埼玉県比企郡
基準電力値	520kw
<p>節電に係る具体的取組</p> <p>1. 公園内</p> <p>(1)ポンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本庭園流れ、滝、雅の広場噴水、溪流、中央噴水、ハーブガーデン噴水の停止 <p>(2)レストラン・売店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵ショーケース・冷凍ストッカー・コーヒーマシン・グリドル・フライヤーの停止 ・自動販売機の一部停止及び節電運転の徹底 <p>(3)照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者の安全性等に留意しつつ、蛍光灯の点灯本数を原則として50%以下に削減 <p>(4)空調機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室温28℃の徹底 ・照度に留意しつつ、「緑のカーテン」の育成やよしずの使用により直射日光を遮断 <p>(5)運用上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日定時にデマンド値を監視 ・目標値の超過を回避するため、デマンド値が一定値を超えた際における機器の停止順序の設定 ・使用電力値の最大値の発生を抑えるため、電気機器が同時に始動しないよう時間をずらして始動 <p>(6)周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者への周知のため、節電実施内容を園内に掲示 <p>2. 公園事務所・管理センター庁舎</p> <p>(1)照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯の点灯本数を50%以下に削減 <p>(2)OA 機器その他機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用していない OA 機器のプラグを抜く 	

- ・プリンタ、コピー機等の省エネモードの移行時間の短縮
- ・パソコンのディスプレイの輝度低減、一定時間使用していない場合におけるディスプレイの自動消灯、シャットダウンの徹底
- ・テレビの主電源を切る
- ・冷蔵庫、電気ポット、電子レンジの使用制限
- ・携帯電話等の充電は夜間に実施

(3) 共用部

- ・暖房便座、温水洗浄便座の停止

(4) 空調

- ・室温28℃の徹底
- ・照度に留意しつつ、ブラインドやよしずを使用し直射日光を遮断
- ・クールビズの徹底、強化

(5) 周知・啓発

- ・毎日の電力使用状況を事務所・管理センター等の職員に周知、情報共有
- ・公園利用者への周知のため、節電実施内容を庁舎内に掲示

設備名	国営東京臨海広域防災公園
所在地	東京都江東区
基準電力値	456kw
<p>節電に係る具体的取組</p> <p>1. 本部棟、体験学習施設、公園事務所・管理センター庁舎</p> <p>(1)照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者の安全性等に留意しつつ、蛍光灯の点灯本数を原則として50%以下に削減 <p>(2)OA 機器その他機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用していない OA 機器のプラグを抜く ・プリンタ、コピー機等の省エネモードの移行時間の短縮 ・パソコンのディスプレイの輝度低減、一定時間使用していない場合におけるディスプレイの自動消灯、シャットダウンの徹底 ・テレビの主電源を切る ・冷蔵庫、電気ポット、電子レンジの使用制限 ・携帯電話、PHS 等の充電は夜間に実施 <p>(3)共用部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターは、エントランスの1基のみ運転 ・暖房便座、温水洗浄便座の停止 <p>(4)空調</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室温28℃の徹底 ※通信機械室は24℃ ・照度に留意しつつ、ブラインド、ロールスクリーンを使用し直射日光を遮断 ・クールビズの徹底、強化 <p>(5)運用上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日定時にデマンド値を監視 ・目標値の超過を回避するため、デマンド値が一定値を超えた際における機器の停止順序の設定 ・使用電力値の最大値の発生を抑えるため、空調が同時に始動しないよう時間をずらして始動 <p>(6)周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の電力使用状況を事務所・管理センター等の職員に周知、情報共有 ・公園利用者への周知のため、節電実施内容を園内・庁舎内に掲示 <p>(7)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府等による訓練時には、本部棟使用者に空調の28℃の徹底と照明削減を依頼 ・デマンド値の監視を通常よりも頻繁に実施 	